

司法書士がお答えします

住まい Q&A

Answer

司法書士 宮城 匠 (司法書士法人 匠事務所)
那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

お墓について

Answer

uestio

去った旧盆では、わが家も亡き父の仏壇を囲んで家族全員楽しい一日を過ごしました。わが家の風習では先祖代々のお墓には、長男のみ納めることとなっているので、二男であった亡き父の遺骨は、現在、市の納骨堂に預かってもらっています。お盆の席で「そろそろお墓を買おう」との話が出ましたが、お墓について教えてください。

今年「ウンジチ」と言われる年に当たり、沖縄ではお墓を求めるには良い年とされています。では、法律的にお墓(墓地)はどう取り扱われているのでしょうか。今回は墓地について説明します。

1 お墓(墓地)とは

墓地に関しては「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」といいます)という法律に規定があります。その中で墓地とは「墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区)にあっては、市長又は区長。以下同じ)の許可を受けた区域」をいい、墳墓とは「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」をいいます。つまり墓地を設けるためには、原則として行政の許

2 墓地の購入

可が必要です。墓地以外の区域に埋葬することは禁止されているのです。自分の土地であっても、許可なしに墓地を設けることはできません。一般的に「お墓を買う」といった場合、墓地の「土地所有権」を取得する場合と、所定の土地を墓地として使うことのできる「墓地使用権」を取得する場合に分けられます。

(1) 墓地の「土地所有権」を取得する場合

すでに墓地としての許可を得ている場合を除き、新たに土地所有権を取得して墓地とするには、行政の許可が必要になります。許可は、原則として経営主体が地方公共団体・宗教法人・公益法人にしかおりません。

例外として個人墓地であっても許可を得れば墓地が設置できますが、あくまでも規定上は例外扱いです。

沖縄では、かつて公共の墓地が少なかったこと、戦後の混乱期に建てられたお墓が多いことなどの理由で、既存の個人墓地が多く、新たな許可も県外に比べると比較的柔軟に取得できました。しかし、最近では地方公共団体等が運営する墓地も増えて環境が整ってきたことから、個人墓地の許可については、県外同様に厳しくな

(2) 「墓地使用権」を取得する場合

地方公共団体等すでに墓

地としての許可を得て運営される、霊園等の一面を使用する権利を取得する場合があります。使用方法については、経営主体が定める使用規則等で詳細に定められています。

「使用権」とはいつても、所有権に準じた強い権利が認められ、墓地としての目的の範囲内で自由に使用できますし、使用者が亡くなった後も祭祀承継者が引き続き使用することもできます。したがって、使用規則等で定められた特段の事情のない限り、半永久的に墓地を使用することができます。しかし、このように強い権利ではありませんが、現行の登記制度上、墓地使用権を登記することはできません。第三者に権利を主張する方法は慣習等に委ねられます。